



平成 23 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 中 村 謙 一
(コード：8876 東証第二部)
問合せ先 専 務 取 締 役 門 田 康
(TEL 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成23年7月12日開催の取締役会におきまして、会社法第236条、第238条および第239条の規定ならびに当社第44回定時株主総会の決議に基づき、当社および当社関係会社の取締役ならびに当社監査役に対して発行する、ストックオプションとしての新株予約権に関する事項を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する目的および有利なる条件による発行を必要とする理由
当社および当社関係会社の取締役ならびに当社監査役の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 銘柄
株式会社リロ・ホールディング第7回新株予約権
 - (2) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役5名、当社監査役2名、当社関係会社の取締役11名 合計18名
 - (3) 発行する新株予約権の総数
2,937 個
なお、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割（または株式併合）の比率

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 - (4) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 293,700株
ただし、上記（3）により各新株予約権の行使により発行する（発行に代え自己株式を移転す

る場合を含む。以下同じ。) 株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の発行価格

本新株予約権については、金銭の払込みを要しないもの(無償)とする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(7) 新株予約権の割当日

平成23年7月20日

(8) 新株予約権の行使期間

平成27年7月1日から平成31年6月30日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使においても当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の取締役、執行役員または従業員あるいは当社監査役であることを要するものとする。ただし権利行使時にこれらの地位を喪失した場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると認め、その者の権利行使を承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。
- ③ 新株予約権の質入はこれを認めない。

- ④ その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。

- (10) 新株予約権の取得の事由および条件
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

- (11) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (13) 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上